

口 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行  
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で三千七百六十四億円

七 払込金額  
イ 価格競争入札発行  
一兆七千二百六十五億二千四百二十九万九千七百円  
口 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行  
三千七百七十億三千九百八十八万円

八 最低額面金額  
五万円  
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九 振替単位  
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十 発行行  
日 平成三十年十二月二十日  
イ 価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円十五銭三厘以上のそれぞれの応募価格  
口 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円十七銭

十一 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

十二 償還期  
限 平成三十一年一月十一日

十三 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

十四 元金支払場所  
日本銀行

十五 入札参加者  
財務大臣から通知を受けた者

十六 払込期  
日 平成三十年十二月二十日

○財務省告示第二十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成三十年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
国庫短期証券（第八百三回）

二 発行の根拠法律及びその条項  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
日本銀行による借換えのための引受け

五 最低額面金額  
額面金額で一兆五千九百四十五億八千万円

六 振替単位  
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七 発行行  
日 平成三十一年一月十一日  
イ 価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円十七銭  
口 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円十七銭

八 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

九 償還期  
限 平成三十一年四月四日

十 元金支払場所  
日本銀行

十一 入札参加者  
財務大臣から通知を受けた者

十二 払込期  
日 平成三十年十二月二十日

十三 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

○財務省告示第二十二号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十二月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

一 名称及び記号  
国庫短期証券（第八百四回）  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

二 振替法の適用等  
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

三 発行行  
日 平成三十一年一月十一日  
イ 価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円四銭八厘以上のそれぞれの応募価格  
口 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行  
額面金額百円につき百円五銭六厘三毛

四 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

五 償還期  
限 平成三十一年四月四日

六 元金支払場所  
日本銀行

七 入札参加者  
財務大臣から通知を受けた者

八 払込期  
日 平成三十年十二月二十五日

九 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

十 償還期  
限 平成三十一年四月四日

十一 元金支払場所  
日本銀行

十二 入札参加者  
財務大臣から通知を受けた者

十三 払込期  
日 平成三十年十二月二十五日

十四 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行

十五 償還期  
限 平成三十一年四月四日

十六 元金支払場所  
日本銀行

十七 入札参加者  
財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期  
日 平成三十年十二月二十五日

十九 償還金  
額 額面金額百円につき百円  
日本銀行